

令和3年度第1期高松市文化芸術活動助成事業 募集要項

対象は、高松市内において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら実施される、文化芸術活動を広く市民に公表する事業です。(オンライン上での発表も含まれます。)

高松市内に所在地又は活動の本拠を有する文化芸術団体が申請できます。

本助成事業は、令和3年度予算の成立を前提として募集を行うものです。今後の状況変化によっては、内容の変更や規模の縮小等が生じる場合があります。また、変更に応じて申請書類の再提出を求められることもありますので、御了承ください。

受付期間 ◆ **令和3年2月1日(月曜日)～令和3年2月26日(金曜日)**

※締切日の午後5時までに、高松市文化芸術振興課に提出(締切日消印有効)のこと。

申請方法 ◆ 所定の申請書(当課又は市ホームページよりダウンロードにて入手可能)に必要な事項を記入し、上記期限内に文化芸術振興課まで持参又は郵送にて提出してください。

申請・照会先 ◆ 高松市文化芸術振興課 問合せ先：087-839-2636

〒760-8571 高松市番町一丁目8-15(高松市役所7階)

以下に記載の上限額及び下限額は、いずれも予定金額です。

●通常事業の場合

対象事業期間 ◆ **令和3年度第1期【令和3年4月1日～令和3年9月30日】** に実施する事業。

年度内交付回数 ◆ 複数回申請可能(申請件数が多数となった場合、予算の範囲内で補助額を調整。)

交付額 ◆ 補助対象経費(裏面リスト参照)の2分の1以内に当該年度の補助率を乗じた額で、自己負担額の2分の1又は25万円のいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額を交付します。ただし、交付額が1万円に満たない場合は交付しません。

●記念事業等※の場合

対象事業期間 ◆ **令和3年度【令和3年4月1日～令和4年3月31日】** に実施する事業。

年度内交付回数 ◆ 1団体1事業に限る。

交付額 ◆ 補助対象経費(裏面リスト参照)の2分の1以内で、自己負担額の2分の1又は70万円のいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額を交付します。ただし、交付額が1万円に満たない場合は交付しません。

申請方法 ◆ 申請書類のうち実施計画書に、通常事業と比較して、その内容・規模が拡充されている詳細を記入のうえ、添付資料として前年度の事業の実績報告書、収支決算書、パンフレット(いずれも様式自由)など、通常の事業内容が分かるものを提出してください。

※3年以上の間隔において実施されている記念事業、継続的に実施している事業の周年事業等であって、通常の文化芸術活動に比べて、その内容や規模を拡充して実施する事業が対象となります。

補助対象とならない事業

※①～⑤に該当することがわかれば、採択後であっても補助金の交付はできません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 特定の政治団体、宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とする事業
- ③ 学校の部活動その他の学校教育に関する事業
- ④ アーツフェスタたかまつ2021参加事業
- ⑤ その他、公金の支出が適当でないと認められる事業

事業費について

事業費は、裏面に示す表において、補助対象経費と対象外経費を合わせた事業実施に係る総額をいいます。飲食(お土産や謝礼を含む)に係る経費、団体構成員への支払い、備品等購入費、レッスン料等は事業費から除きます。

補助対象経費

※実績報告時に提出する領収書等には、内容が分かるように明細等を添付してください。

項目	対象経費	対象外経費
会場借上料	① 直前の準備・リハーサルの会場使用料 ② 当日の会場使用料 ③ ①②に係る付帯設備使用料	① 打合せ・会議会場使用料 ② 練習会場使用料
会場設営、撤去費	① 会場設営・撤去費 ② 大道具費 ③ 音響費、照明費 ④ 楽器・道具・展示品等の運搬費 (車借上料等を含む)	① 駐車料金・交通費・ガソリン料・有料道路料金 ② 小道具(出演者への花束やトロフィー等を含む)
看板制作費	① 補助事業の看板制作料	
印刷費	① 補助事業の実施に直接必要な印刷物 (ポスター・ちらし・プログラム・入場整理券等)	① 補助事業内容が一部分にのみ掲載された印刷物、補助事業以外の印刷物 ② コピー機の使用料(補助事業に係る事務的なもの、台本等を含む)
その他	(上記以外で、事業実施に特に必要と認められる経費) ① 著作権、フィルム使用料 ② ピアノ調律料 ③ 楽器借上料 ④ 補助事業を市民に広く公開するための録画・録音・写真撮影・動画編集費等 ⑤ その他(新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスク・消毒液等消耗品の取得費用など)	① 人件費(舞台監督料・出演料・司会・受付・会場整理等を含む) ② 団体の財産になり得るもの(備品等、その性質や形状を変えずに比較的長期間使用できるもの)の購入・製作に係る経費 ③ 衣装費(かつら等を含む) ④ 広告宣伝費 ⑤ 記録費(写真、録画等を含む) ⑥ 台本料・楽譜料(借上料を含む) ⑦ 作詞料・作曲料・編曲料・訳詞料 ⑧ その他、事務的経費等

採択された場合

- ① ポスターやチラシ等に「高松市文化芸術活動助成事業」と記載してください(実績報告書を提出する際にチラシ等を添付してください)。
- ② **事業の完了日から起算して20日以内**に収支決算書、領収書等の実績報告関係書類を提出してください。
事業の完了日は、公演等の実施日及び決算額の確定日(最後の支払日、領収日)のうち、最も遅い日としてください。
- ③ 領収書(申請団体宛て)は補助対象外経費も含め、全て原本提示とコピー(A4)の提出が必要です。
- ④ 補助金交付申請に合わせて、高松市の名義後援の申請が必要です。

補助金交付について

補助金交付の決定通知は、申請書類を審査し、適当と認められた事業について行い、補助金交付予定額をお知らせします。この額が補助額の上限の金額であり、実際の交付額は事業終了後に御提出いただく実績報告書等を基に確定し、収支状況によっては減額になる場合があります。

記念事業等への交付については、高松市文化芸術活動補助金評価委員会の評価を参考に決定されます。その際、評価員より事業の詳細についてヒアリングを行います。

その他

事業等を実施するに当たっては、国等が示す新型コロナウイルス感染症防止対策等を踏まえて行うようにしてください。